

農地改良の取扱いに関する要綱

平成 24 年 4 月 1 日 制定
平成 28 年 10 月 4 日 改定
令和 4 年 11 月 8 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定
能勢町農業委員会

(目的)

第 1 条 この要綱は、農地改良（土砂の搬入を伴うものをいい、田畑転換に係るものを含む。）を目的とした事務等に関し必要な事項を定めることにより、優良農地の確保と農業経営の改善に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 「農地改良」とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土および掘削等の行為をいう。また、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する「農地を農地以外のもの」にする行為であり、農地改良には該当しないものとする。

(取扱区分)

第 3 条 以下の①から③のいずれかに該当する場合は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づく一時転用許可を要するものとする。これは、一定規模以上の農地改良は、土砂の搬入等により一定期間耕作ができなくなること、周辺の農地並びに道路及び水路に与える影響が大きいこと、農地改良を装った土砂・産業廃棄物の不法投棄を防ぐため、農地への復元や改良後の農業上の利用の確実性を審査する必要があることから、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用」に該当するものとして一時転用許可の対象とするものである。

①宅地造成及び特定盛土等規制法に該当するとき

②農地改良に要する期間（工事着手から耕作可能な状態に復元が完了するまでの期間）が 6 ヶ月を越えるとき

③隣接した農地ならびに周辺農地の一体的な改良行為について、同一の届出人又は事業者が連続した期間（工期と工期の間の中断期間が 1 年未満のものを含む。）内に農地改良をする場合には、施工区分等のいかんにかかわらずこれを一体としてこの要綱を適用する

2 前項の規定に該当する以外の農地改良は農地転用許可の対象とはならない

が、優良農地の確保や、農地の状況を反映した農地基本台帳を整備しこれらの業務の基礎資料として備える必要があることから、届出者（届出者は所有者又は耕作者とする。）は次項に定める関係書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

（必要書類）

第4条 届出者は、農地改良性事業実施前に「農地改良届出書」（様式第1号。以下「届出書」という。）に、次に掲げる書類を添付した上で、当該書類を正本1部及び副本1部（当該届出者が複数であるときは、副本の部数は当該届出者の人数分）作成し、農業委員会へ提出しなければならない。

- ①農地改良を行う土地の登記簿謄本（1部コピー可）
- ②農地改良を行う土地の地籍図（公図）（1部コピー可）
- ③農地改良を行う土地の位置図（1／2500程度）
- ④図面（平面・立面・断面図）
- ⑤農地改良計画書（様式第2号）
- ⑥土地改良区の意見書（市街化区域は必要なし）
- ⑦同意書（様式第3号）
- ⑧誓約書（様式第4号）
- ⑨工事完了報告書（着工前と着工途中と着工後の写真を添付）（様式第5号）
- ⑩道路法・河川法等の他法令の許認可を要する場合は、許認可証の写し
- ⑪その他必要と認める書類

2 農業委員会は、届出書が提出された場合、土地所有者（世帯員を含む。）への届出内容確認及び現地確認をした上でその事業計画が適正であるかを審査し、受理又は不受理を決定するものとする。

3 農業委員会は、前項の規定する受理にあたっては、条件を付することができる。

4 農業委員会は、第2項の規程する受理を決定した場合は、届出者に「農地改良届出受理書」及び「農地改良届出済標識（様式第6号）」を交付する。

5 届出者は、受理書及び標識の交付を受けた後に工事を始めるものとし、届出地に工事完了まで標識を設置するものとする。

6 届出者は、届出書を提出した後で届出の内容を変更するときは、農業委員会に協議するものとする。

（農地改良に関わる基準等）

第5条 農地改良に関わる基準は、次のとおりとする。

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する一般廃棄物又は産業廃棄物による農地の埋立て等でないこと。
- ②工事期間については、事業規模等から勘案して必要と認められる最小限の

期間であること。

- ③改良面の最上部には、耕作に適した良質土を盛り、作物に適した厚さに盛土するとともに、必要に応じて暗渠排水等により耕作に適した排水機能が確保されていること。
- ④農地改良工事完了後の農地は、公道や周辺の農地と著しい段差が生じないこと。なお、道路との段差は、原則として 2.0m 以内までとする。
- ⑤搬入土砂については、業者名・発生場所・発生内容・土質・土量等が工事計画段階で明らかになっていること。
- ⑥工事による道路や水路の分断、機能の低下や周辺農地の農業生産条件に悪影響を与えないような措置がとられていること。
- ⑦土砂等の搬入路については、主要道路からの経路、対象農地への入り口等が明らかにされていること。
- ⑧従前に農地改良を行った事例がある者については、当該改良された農地が農地として十分に利用されていること。
- ⑨工事完了後速やかに農地として利用されることが確実であり、農地の形状、勾配、土壌の質等から判断して従前の農地と同等又はそれ以上の利用価値を有すると認められること。
- ⑩改良後、単に農地に復元されるだけでなく、土質、地盤の安定度、排水機能等からみて、長期的かつ安定的に耕作に供されうると認められる計画であること。
- ⑪農地改良後における当該農地の作付計画が明らかにされており、事業者の農業経営の現状等から合理的であると認められること。

(違反行為に対する指導)

第 6 条 農業委員会は、届出書を提出しないで、農地改良の行為が行なわれているのを発見した場合は、速やかに事業を中止し、農地改良の手続をとるよう土地所有者及び違反行為者、工事請負業者を指導するものとする。

- 2 農業委員会は、農地改良の届出書を提出された届出人が内容と異なる工事を行っているとした場合は、速やかに事業者から事情を聴取し、是正指導を行うものとする。

(事業完了の届出)

第 7 条 届出者は、農地改良に係る事業が完了したときは、速やかに「完了報告書」に写真を添付して農業委員会に提出しなければならない。

- 2 農業委員会は、農地改良事業の実施中又は完了後において、現地調査を行うことができるものとし、必要に応じて届出者及び工事請負業者を指導することができる。この場合において、届出者及び工事請負業者は、農業委員会の指導に従わなければならない。

(その他)

第8条 農業委員会は、「農地改良に関する事前相談」の実施に努め、農地改良を目的として土砂等を搬入しようとする者を排除するものであり、農地改良が一時転用許可の対象であると認められるときは、農地法による許可申請をするよう指導する。この要綱に定めのない事項については、その都度、農業委員会で協議し決定する。